

第5回適時調査 「非保証業務に対する監査役等による事前の了解」 の調査結果の公表

日本監査役協会では、1年に1回定例の「年次調査」をはじめとした様々な調査活動を実施しており、その一環として監査役等の皆様の抱える課題について、「適時調査」として時宜にかなった概要調査をし、速やかにかかる結果を公表している。

2022年7月25日に日本公認会計士協会の「倫理規則」が改正されたことに伴い、監査人による非保証業務の提供に関し、監査役等による「事前の了解」が求められることになった。これを受け、2023年1月18日に日本監査役協会では「日本公認会計士協会『倫理規則』の改正を踏まえた監査役等の実務に関するQ&A集」(以下、後掲の資料内において「Q&A」という)を公表し、事前の了解における監査役等の実務上の対応について整理をした。

今回実施した第5回適時調査では、その後の当該実務に関する状況を把握することを目的として「非保証業務に対する監査役等による事前の了解」というテーマを設定した。

実施に際しては、上場会社3,193社に回答を依頼し、回答社数は1,390社、有効回答率は約43.5%となった。

1. 回答会社の属性等

調査の結果、回答会社1,390社のうち、市場区分ではプライム市場上場会社が54% (752社)を占め、業種区分では製造業46% (644社)・非製造業54% (746社)の割合となった。また、回答会社が監査業務を依頼している監査法人としては4大監査法人(あずさ、PwC Japan、新日本、トーマツ)が71% (988社)を占めた。

2. 事前了解の諸方法

直近の事業年度における非保証業務の事前の了解(以下、「事前了解」という)の方法について、「包括的了解と個別了解を組み合わせている」と回答した会社が44% (862社中378社)であった。事前了解の回答方法については「文書による回答」が64% (859社中550社)で大半を占めた。他方、「口頭による回答」は12% (同101社)となった。なお、事前了解の回答方法における「その他」の内訳の多くは「メールによる回答」であった。

包括的な事前了解の視点と個別の事前了解の視点から、事前了解の主な決定機関を整理すると下掲の図表のとおりとなった。

	監査役会として決定した	常勤監査役等の特定の監査役等が決定した
包括的な事前了解	74%	17%
個別の事前了解	57%	33%

また、子会社における事前了解については、「親会社の監査役等がすべての事前の了解を集約した」と回答した会社が77% (602社中463社)となり大半を占めた。事前了解のプロセス構築の主導・提案は主に監査人が行っている会社が多く77% (850社中653社)という結果であった。

最後に、事前了解に至らなかったケースが「ある」と回答した会社は2% (854社中20社)であった。事前了解に至らなかった事案や理由としては、「新規案件は原則として拒否」等の回答が見受けられた。その他回答は後掲の資料を参照いただきたい。